

(仮 称) 中 ノ 森 山 風 力 発 電 事 業

環 境 影 響 評 価 準 備 書 に つ い て の

意 見 の 概 要 と 事 業 者 の 見 解

令 和 3 年 8 月

中 ノ 森 山 風 力 合 同 会 社

目次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	3
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	4
(1) 公告の日及び公告方法	4
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	4
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	5
(1) 意見書の提出期間	5
(2) 意見書の提出方法	5
(3) 意見書の提出状況	5
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	6

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和3年6月11日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

令和3年6月11日（金）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

- ・福島民友新聞社、福島民報社の全県版（別紙1参照）

② 地方公共団体の公報、広報誌、地元新聞によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

- ・広報かつらお（別紙2参照）
- ・広報なみえ（別紙3参照）
- ・広報かわまた（別紙4参照）
- ・広報にほんまつ（別紙5参照）
- ・たむら市政だより（別紙6参照）

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

- ・福島県のウェブサイト（別紙7参照）

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/eia-zisshianken/eia-anken-law-34.html>

- ・当社ホームページ（別紙8参照）

<https://www.goldmansachs.com/japan/regulatory-disclosures/nakanomoriyama.html>

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 10 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎八階）
福島県福島市杉妻町 2 番 16 号
- ・ 浪江町役場産業振興課
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2
- ・ 葛尾村役場
福島県双葉郡葛尾村大字落合字落合 16
- ・ 恵下越集会所
福島県田村郡三春町恵下越
- ・ 船引公民館
田村市船引町船引字南元町 28 番地
- ・ 二本松市役所市民部生活環境課
福島県二本松市金色 403 番地 1
- ・ 二本松市役所東和支所
福島県二本松市針道字蔵下 22
- ・ 二本松市役所岩代支所
福島県二本松市小浜字北月山 27
- ・ 川俣町役場企画財政課
福島県伊達郡川俣町字五百田 30 番地
- ・ とんやの郷
福島県伊達郡川俣町山木屋字日向 40-1

② インターネットの利用

当社ホームページに準備書の内容を掲載した。

<https://www.goldmansachs.com/japan/regulatory-disclosures/nakanomoriyama.html>

(4) 縦覧期間

令和 3 年 6 月 11 日（金）から令和 3 年 7 月 12 日（月）までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は3名であった。

（内訳）福島県庁生活環境部環境共生課（西庁舎八階）	1名
浪江町役場産業振興課	0名
葛尾村役場	0名
恵下越集会所	0名
船引公民館	0名
二本松市役所市民部生活環境課	0名
二本松市役所東和支所	0名
二本松市役所岩代支所	1名
川俣町役場企画財政課	1名
とんやの郷	0名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第17条の規定に基づき、当社は準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1～8参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和3年6月18日（金）15時00分から16時30分まで
（福島県浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二）
- ・ 開催場所：浪江町役場
- ・ 来場者数：2名

- ・ 開催日時：令和3年6月19日（土）10時00分から11時30分まで
- ・ 開催場所：船引公民館
（福島県田村市船引町船引字南元町二十八番地）
- ・ 来場者数：0名

- ・ 開催日時：令和3年6月19日（土）13時00分から14時30分まで
- ・ 開催場所：二本松市役所岩代支所
（福島県二本松市小浜字北月山二十七番地）
- ・ 来場者数：2名

- ・ 開催日時：令和3年6月19日（土）18時00分から19時30分まで
- ・ 開催場所：山木屋公民館
（福島県川俣町山木屋字小塚五番地の八）
- ・ 来場者数：1名

- ・ 開催日時：令和3年6月20日（日）13時00分から14時30分まで
- ・ 開催場所：下葛尾集会所
（福島県葛尾村大字葛尾字北平九番地）
- ・ 来場者数：9名

- ・ 開催日時：令和3年6月20日（日）15時00分から16時30分まで
- ・ 開催場所：葛尾村役場大ホール
（福島県葛尾村大字落合字落合十六）
- ・ 来場者数：3名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。(別紙9参照)

(1) 意見書の提出期間

令和3年6月11日(金)から令和3年7月26日(月)まで
(縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

合計3名の方から、3通の意見書が提出された。

なお、意見の総数は17件であり、その内訳は以下の通り。

提出者(名)	意見書数(通)	意見数(件)
1	1	1
1	1	1
1	1	15
合計 3名	合計 3通	合計 17件

第2章 環境影響評価準備書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第18条の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は17件であった。それに対する当社の見解は次のとおりである。なお、意見の概要に関しては原文のまま記載している。

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(1)

福島県福島市在住 A 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
1	<p>本事業計画に対しては、方法書縦覧段階において、景観保全の重要性を指摘し、登館峠西側4基の中止並びに国有保安林の保全を強く求めて参りましたが、今般の準備書において見直しされましたことは大いに評価いたします。</p> <p>他方、風車出力規模を縮小したにもかかわらず(4200KW→3200KW)、ハブ高さ98mさらに風車高は約150mと生息が確認されている「ハチクマ」を始めとする希少猛禽類にとっては大きな脅威であります。さらに風車規模(出力)に対する改変面積は他事業と比較した場合、広範(0.5Ha以上/基)であり、規模の再検討や施工方法の見直しや工夫を検討いただきたい。</p> <p>このことは、土地造成時に懸念される放射物質の飛散や流出、加えて、近年増加傾向にある豪雨災害の未然防止に寄与するものであります。</p> <p>最後に本年7月に発生した静岡県熱海市の土石流災害は記憶に新しいところであり、最大限の配慮と対策を改めて要望いたします。</p>	<p>引き続き、検討を進め、可能な限り改変面積が小さくなるよう努めてまいります。また、放射性物質の飛散・流出の防止のため、準備書に記載した環境保全措置を適切に行うとともに、災害の未然防止の観点からも十分に配慮して事業を行ってまいります。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(2)

福島県二本松市在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
2	<p>阿武隈山地に計画している風力発電事業に反対する</p> <p>福島県では、国の再生可能エネルギー推進の政策を受け、事業者の手上げ方式により風力発電事業を進めているが、地域の自然環境を破壊する風力発電事業には、断固として反対する。</p> <p>私たちの身近な日山は、阿武隈山地の中央北部に位置し、県立自然公園にも指定されている風光明媚な山である。</p> <p>山頂からは、富士山をはじめとして、那須の山々、郡山市内、磐梯山、安達太良連峰、月山、蔵王、霊山、金華山、太平洋、大滝根山と 360 度の眺望が楽しめる。また、山頂には 3 つの祠があり、秋にはそれぞれ 3 匹獅子が奉納されている。そして、二本松藩時代には、疫病を退散させるためとして山頂に牛頭天王をまつり、祈禱を行ったとの記録もある。この日山は、祈りの場であり、周りの景観も含めて大変貴重な財産である。</p> <p>この日山も含め、目の前の周りの山々に、人工的な構造物を設置し、貴重な景観を壊すことは許しがたい行為である。</p> <p>日山は、阿武隈中部県立自然公園に、1981 年(昭和 56 年)に編入され、阿武隈特有のなだらかな景観と、自然生態系がずっと守られてきた。この穏やかな地形に、風力発電は全く合致しない。</p> <p>阿武隈山地は風化花崗岩であり、雨を含むと崩れやすい。令和元年 10 月 11 日に発生した集中豪雨は、阿武隈山地の道路、河川、さらには下流の阿武隈川に至るまで甚大な被害をもたらし、その傷は今も癒えてない。</p> <p>現状でも、被害が甚大なのに、風力発電事業に伴う、設置工事や、尾根筋までの道路開削は、阿武隈山地ばかりでなく下流に壊滅的な被害をもたらすことになる。</p> <p>この頃、日本全国で集中豪雨が発生し、悲惨な災害が発生する頻度が高まっている。</p> <p>また、鳥類などの自然環境に影響を及ぼすことも否定できない。さらに、常時吹く風は少なく、風力発電事業が成り立つほどの風が吹いているとは感じられない。また、たまに吹く風は、暴風となることが多く、強風で風車が壊れ飛散したというニュースも聞くところである。</p> <p>地域の自然環境、景観を壊して、果たして再生可能エネルギーといえるのだろうか。</p> <p>頂上からの景観には配慮したとのことだが、阿武隈山地の山々からの風車視認は避けていただきたい。また、風車の風切り音についても、同様である。自然を求めて訪れる人々が、音や視認等で、人口工作物を感じることを無いうよう配慮すべきである。</p>	<p>準備書 P1024 に日山からのフォトモンタージュを掲載しておりますが、本事業の風力発電機については日山山頂からは不可視となっており、ご懸念いただいているような影響はないと考えております。</p> <p>また、鳥類や騒音といった環境影響に関しては、準備書に記載した環境保全措置を適切に実施し、重大な環境影響が生じないよう事業を実施するのは勿論のこと、災害等が発生しないよう防災的観点からも十分に配慮した設計といたします。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(3)-1

東京都世田谷区在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
3	<p>■1. 意見は要約しないこと</p> <p>意見書の内容は、事業者「中ノ森山風力合同会社」及び委託先「日本気象協会」の判断で要約しないこと。要約することで貴社側の作為が入る恐れがある。</p> <p>事業者見解には、意見書を全文公開すること。また同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見書の内容について「順番を並び替えること」も認めない。</p>	<p>意見書の内容は、要約せず全文公開いたします。また、順番を並び替えず、それぞれの意見に対して見解を記載させていただきます。</p>
4	<p>■2. 本準備書のコウモリ類の予測には誤りがある。カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）が3m/s ならば、「風速 3m /s」からコウモリが死ぬ危険性がある</p> <p>①P689「図 10.1.4-11 各グループにおけるコウモリの風速別出現頻度(MT1 (高度 50m))」の「カットイン3」の赤線は、「風速 3m/s と 4m/s の間」を示している。しかし「カットイン風速が 3m/s」ならば、風速 3m/s においてブレードは回転しているため、赤線は「風速 2m/s と 3m/s の間」に引かないといけない。</p> <p>②同様に、P815、P816 の予測に記載しているコウモリの出現回数についても、「カットイン風速 3m/s 以下（風速 3m/s を含む数）」ではなく、「カットイン風速 3m/s 未満（風速 3m/s を含まない数）」の数を再度カウントすること。</p>	<p>①カットイン風速とは風車が利用可能な動力を生むハブ高さにおける最小の風速であり、定格風速（風車の定格出力が発生するハブ高さにおける規定の風速）に至るまで徐々に回転速度が上がってきます。そのため、3m/s 以下の区切りで整理いたしました。</p> <p>②カットイン風速 3m/s 未満における高度 50m における観測数は以下のとおりとなります。</p> <p>10～30kHz : 1,305 回 (47%) 30～60kHz : 14 回 (35%)</p>
5	<p>■3. 本準備書のコウモリ類の予測の前提条件として、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満でブレードを完全に停止させることが明記されていない</p> <p>P815「コウモリ目の一種（20～25kHz）のブレード等への接近・接触」をみると、「音声モニタリング調査より、10～30kHz 帯のコウモリ類の風速 3m/s 以下における確認頻度が MT1 の 63.3% であり、本事業で採用する風力発電機におけるカットイン風速が 3m/s であり、全体の」60%程度に対する影響を低減できるものと予測する」とある。</p> <p>①「カットイン風速 3m/s 未満ではブレードが完全停止すること」を予測の前提条件に明記すること。</p> <p>②「60%程度の影響を低減した」とあるが、残り 40%の影響を低減しない根拠を述べること。</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の半分程度となっており、現時点で一定程度衝突リスクの低減が図られているものと考えております。さらなる保全措置については、事後調査の結果を踏まえて、適切に検討してまいります。</p>
6	<p>■4. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満にブレードは一切回転（遊転）しないのか？</p> <p>理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	<p>カットイン風速未満であってもブレードは遊転します。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(3)-2

東京都世田谷区在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
7	<p>■5. 上記質問に対し、「本事業で採用する風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満ではブレードは（ブレーキをかけず一定時間）遊転し、発電時のように回転しません」と回答するかもしれない。</p> <p>その場合は、「遊転時の回転速度（rpm）」と「遊転開始からブレードが完全に停止までにかかる時間」を明記したうえで、「カットイン風速未満の遊転時にバットストライクが発生しない」根拠を示すこと。</p>	<p>今後の事後調査結果を踏まえ、遊転時における影響が示唆された場合には、専門家等の意見も踏まえカットイン風速未満のときにはフェザリングを行うことも検討いたします。</p>
8	<p>■6. 本事業では、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）未満にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実施するのか？</p> <p>理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	<p>カットイン風速未満にフェザリングを実施することは可能ですが、今後の事後調査結果を踏まえ、遊転時における影響が示唆された場合には、専門家等の意見も踏まえフェザリングを行うことも検討いたします。</p>
9	<p>■7. 本事業では、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）を任意に変更できるのか？</p> <p>理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	<p>カットイン風速は任意に変更可能です。</p>
10	<p>■8. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カットイン風速（風力発電機が発電を開始する風速）以上の風速時にフェザリング（風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること）を実行できるのか？</p> <p>理由：コウモリ類の保全措置を検討する上で必要な情報のため。</p>	<p>カットイン風速以上の風速時におけるフェザリングは実行可能です。</p>
11	<p>■9. 「3m/s 以上」の保全措置を述べよ</p> <p>P815「コウモリ目の一種（20～25kHz）のブレード等への接近・接触」をみると、「音声モニタリング調査より、10～30kHz 帯のコウモリ類の風速 3m/s 以下における確認頻度が MT1 の 63.3%であり、本事業で採用する風力発電機におけるカットイン風速が 3m/s であり、全体の 60%程度に対する影響を低減できるものと予測する」とある。</p> <p>①カットイン風速 3m/s 以上の「残り 36.7%」の影響は残ったまま、である。</p> <p>②上記■7、■8の仕様を踏まえて、「残り 36.7%の影響」に対し事業者が『できる限りの保全措置』を実施しないのは不正である。</p> <p>③P678「図 10.4.1.4-4 調査日ごとの通過事例数（MT1（高度 50m）10～30kHz）」をみると 5月中旬から 6月上旬にかけて出現のピークがあるので、この期間に『できる限りの保全措置』を実施しないのは不正である。</p> <p>④稼働制限は、風力発電機基数の半数で実施し、保全措置の効果を事後調査で確認すること。</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の半分程度となっており、現時点で一定程度衝突リスクの低減が図られているものと考えております。さらなる保全措置については、事後調査の結果を踏まえて、適切に検討してまいります。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(3)-3

東京都世田谷区在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
12	<p>■10. コウモリ類の死骸探索の調査頻度について</p> <p>①コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている※1。</p> <p>②ヨーロッパのガイドラインによれば、コウモリ類の死骸探索は1基あたり3日に1回(2日おきに回る)の頻度で行うことが推奨されている※2。</p> <p>③上記ガイドラインには死骸探索調査は日の出1時間後より開始することが推奨されている。※2。</p> <p>※1平成28年度～平成29年度成果報告書 風力発電等導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証事業 環境アセスメント迅速化研究開発事業(既設風力発電施設等における環境影響実態把握I報告書) P213.NEDO, 2018.</p> <p>※2「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン2014年版“Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>今後の事後調査結果を踏まえ、適宜調査の頻度を高めることや1回あたりの調査日数を増やす等、適切に検討いたします。</p>
13	<p>■11. 事後調査(死骸探索調査)は徹底的に実施すること</p> <p>国内事例によればバットストライクは春季(4月)※1や秋季(10月下旬)※2にも確認されている。よって、コウモリ類の死骸探索調査は、『4月から11月まで徹底的に実施』すること。</p> <p>※1「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成31年4月、岩手県)</p> <p>※2「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020年2月、コスモエコパワー株式会社)</p>	<p>今後の事後調査結果を踏まえ、適宜調査の頻度を高めることや1回あたりの調査日数を増やす等、適切に検討いたします。</p>
14	<p>■12. コウモリ類の死骸探索調査について2</p> <p>前述の意見について事業者は「生物調査員による事後調査は月に2回とし、あと2回は定期点検のついでにおこなう」と回答するかもしれないが、定期点検をする者と生物調査員とではコウモリ類の死骸発見率が全く異なることが予想される。仮に、定期点検者が「点検のついで」に調査を行うのであれば(定期点検のついでにコウモリ類の死骸を見つけるのは、物理的に難しいだろうが)、「コウモリ類の死骸消失率」、「定期点検者と生物調査員、それぞれのコウモリ類の死骸発見率」を調べた上で、「適切な調査頻度を客観的に示す」こと。</p>	<p>死骸探索調査については、経験をつんだ調査員が対応するよう努めます。</p>
15	<p>■13. コウモリ類の死骸探索調査は有資格者が実施すること</p> <p>コウモリ類の体はセミくらいの大きさで、地面に落ちた死骸は、そう簡単には見つけられない。コウモリ類の死骸探索は、観察力と集中力が必要とされる専門的な調査であり、十分な経験を積んだプロフェッショナル(生物調査員)が実施すべきである。よって、コウモリ類の死骸探索調査については、「すべて」生物分類技能検定1級(哺乳・爬虫・両生類分野)等の有資格者が実施し、「透明性」を確保すること。</p>	<p>死骸探索調査については、経験をつんだ調査員が対応するよう努めます。</p>

環境影響評価準備書について提出された意見の概要と事業者の見解(3)-4

東京都世田谷区在住 B 氏

No.	意見の概要	事業者の見解
16	<p>■14. コウモリ類の事後調査はナセルに自動録音バットディテクターを設置すること コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。コウモリの事後調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。 「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没1時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。 ※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014年版 “Guidelines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014” EUROBATSPublication Series No. 6 」 (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanese.pdf)</p>	<p>ナセルでの音声モニタリング調査については、バットストライクに係る事後調査の結果を踏まえ、実施を検討してまいります。</p>
17	<p>■15. 「事後調査」は信用できない ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。 ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がない。 ③事業者側が擁立する専門家は事業者が選定し、謝金も事業者が支払うので、買収される可能性が高い。 ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務はなく、罰則もない。 ①～④の理由から、「事後調査」は信用できない。</p>	<p>音声モニタリング調査等の現地調査の結果、カットイン風速以下での通過事例数は全数の半分程度となっており、現時点で一定程度衝突リスクの低減が図られているものと考えております。さらなる保全措置については、事後調査の結果を踏まえて、適切に検討してまいります。</p>

○日刊新聞紙における公告

福島民友新聞社、福島民報社（令和3年6月11日（金））

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「仮称」中ノ森山風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 事業者の名称 中ノ森山風力合同会社
 代表者の氏名 一般社団法人霞町プロパティ
 職務執行者 赤津忠祐

二、特定対象事業の名称、発電所原動力の種類及び発電所の出力
 特定対象事業の名称 (仮称)中ノ森山風力発電事業
 発電所原動力の種類 風力(陸上)
 発電所の出力 発電設備出力 最大二万四千キロワット (三千二百キロワットを九基)

三、対象事業実施区域 福島県浪江町及び葛尾村の行政界付近の稜線上
 四、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 福島県浪江町、葛尾村、田村市、二本松市、川俣町

五、準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所 福島県庁西庁舎八階生活環境部環境共生課、浪江町役場産業振興課、葛尾村役場、恵下越集会所、船引公民館、二本松市役所市民部生活環境課、二本松市役所東和支所、二本松市役所岩代支所、川俣町役場企画財政課、とんやの郷

(2) 縦覧期間及び時間 期間:令和三年六月十一日(金)から令和三年七月十二日(月)まで 時間:いずれも土・日・祝日を除く開庁時

(3) インターネットによる公表 URL: <https://www.goldmansachs.com/japan/regulatory-disclosures/nakanomoriyama.html>

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名、意見書の対象である準備書の名称・意見・意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておきます意見書箱にご投函くださるか、令和三年七月二十六日(月)までに問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 浪江町役場三階三〇一会議室(浪江町大字幾野橋字六反田七番地の二) 六月十八日(金)午後三時〜午後四時半

(2) 船引公民館(田村市船引町船引字函元町二十八番地) 六月十九日(土)午前十時〜午前十一時半

(3) 二本松市役所岩代支所(二本松市小浜字北月山二十七番地) 六月十九日(土)午後一時〜午後二時半

(4) 山木屋公民館(川俣町山木屋字小塚五番地の八) 六月十九日(土)午後六時〜午後七時半

(5) 下葛尾集会所(葛尾村大字葛尾字北平九番地) 六月二十日(日)午後一時〜午後二時半

(6) 葛尾村役場大ホール(葛尾村大字落合字落合十八) 六月二十日(日)午後四時半〜午後六時

八、お問い合わせ先 中ノ森山風力合同会社
 〒一〇六八一四五 東京都港区六本木六丁目十番一号
 六本木ヒルズ森タワー 電話〇三(六四三九)〇五三七 (担当)黒野

○広報誌による「お知らせ」

(広報かつらお 6月号)

お知らせ

総務課

**〔仮称)中ノ森山風力発電事業
環境影響評価準備書について〕**

中ノ森山風力合同会社が、葛尾村及び浪江町において調査している風力発電事業に係る環境影響評価準備書を次のとおり編纂し、住民説明会の実施を予定しております。

●**環境書類** 一俣町・中ノ森山風力発電事業環境影響評価準備書
準備書

●**開催場所** 葛尾村役場
恵下集会所

●**開催期間** 令和3年6月11日(金)～7月12日(月)

●**住民説明会の開催日時及び場所**
1日時 令和3年6月20日(日)
13時～14時半

2日時 令和3年6月20日(日)
16時～18時

●**場所** 葛尾村役場

●**意見書**
令和3年7月26日(月)までに、環境現地に備え付けの意見書に氏名、住所及び意見を記入の上、意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へ郵送ください。

●**中ノ森山風力合同会社**
TEL06-61435

住民生活課

〔現況届提出時期〕

児童手当を受給している方は、6月30日(木)までに「現況届」を提出しなければなりません。

この届けは、6月1日現在の児童手当受給者の状況を確認し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するための重要なものです。

●**現況届**を提出しないとも月給の児童手当の支払を受けることができなくなりますので、必ず期限までに提出してください。

●**現況届**は、5月末に送付しましたので、そのほか必要に応じて提出いただく書類がありますので、個別通知をご確認ください。

●**〔現況届のほかに必要な書類〕**
○**子どもと別居している方で、子どもの住所が村外の場合**
・申立書(申立書)が必要な方は、ご連絡ください。
●**住民生活係**
TEL0240-2912112

地域振興課

村営住宅入居案内

●**西ノ内集合住宅**
・住所 葛尾村大字落合字西ノ内 11-1
・空き戸数1戸

●**恵下集会所**
・入居資格要件
①入居者が平成25年3月31日時点

で葛尾村民だった方が「転居者及び帰村者を除く」
②現に住宅に隣接している方
・住所 三春町恵下集2
・空き戸数 26戸(半築12戸)

●**地域整備係**
TEL0240-2912113

●**有価物買取実施**
葛尾村の戦後復興事業実施は、今年度も村内の有価物を整備しています。村内におけるイノシシの捕獲状況は次のとおりです。

●**地域づくり推進係**
TEL0240-2912113

令和3年度放射線モニタリング測定値(葛尾村)No.110 (μSv/h)

計測地点	R2 5.12	R3 5.11	計測地点	R2 5.12	R3 5.11	計測地点	R2 5.12	R3 5.11
葛尾村K6地点	0.74	0.57	日山登山道入り口	0.18	0.17	夏湯	0.13	0.12
葛尾村立葛尾中学校	0.08	0.08	かげ広谷地バス停付近	0.69	0.60	旧大放師人ホーム	0.16	0.15
林道広谷地集会所付近	0.24	0.22	百石前バス停	0.18	0.17	葛尾村役場	0.12	0.11
野行集会所近傍	1.55	1.23	浜井場北平線入り口	0.13	0.12	下葛尾集会所	0.09	0.08
旧岩内集会所敷地内	0.24	0.21	井戸沢バス停	0.16	0.14	上野川多目的集会所	0.08	0.08
旧葛尾郵便局前	0.14	0.12	大田行政区展示館付近	0.12	0.12	上葛尾集会所	0.09	0.08
大放多目的集会所	0.21	0.20	木取出入口バス停付近	2.72	2.42	広谷地集会所	0.15	0.14
野川集会所敷地内	0.15	0.13	もりもりランド管理棟前	0.19	0.18	大田集会所	0.10	0.10
日高川河原(中野川敷)付近	0.27	0.25	国道399号東平交差点	0.27	0.17	せせらぎ荘	0.24	0.19
葛尾小学校前	0.12	0.11	国道50号葛尾入口付近	0.19	0.17	上野川字境ノき付近	0.11	0.13
葛尾幼稚園前	0.11	0.10	国道50号線間下	0.26	0.21	放射線測定結果について		
葛尾町事務所	0.16	0.17	石角・野行行政区境	0.36	0.34	放射線モニタリング実施状況		

(広報なみえ 6月号)

情報ひろあひ

家屋の現況調査にご協力を

町では、固定資産税の適正な課税のため、家屋の現況調査を随時実施しています。調査では、町内の家屋について、家屋課税台帳に登録してある所在・種類・床面積などと比較し、増築や取壊しなどの現況を把握します。

調査方法

家屋課税台帳などに基づく外観調査。なお調査に当たり、町職員(身分証などを携帯)が敷地内に立ち入る場合がありますのでご了承ください。

問 住民課税務管理係
TEL 0240(34)0223

児童手当現況届を忘れずに

6月分以降の児童手当を受けるには、全ての対象者が現況届を提出する必要があります。現況届により、毎年6月1日現在の養育状況などを把握し、児童手当支給要件の有無を確認します。

提出期限 6月30日(水)
問 教育委員会事務局子育て支援係

情報格差解消事業補助金

浪江町内の住宅に新たにインターネット光回線を整備する工事または衛星放送受信環境整備工事に要する経費の一部を補助します。

対象者

申請時点で浪江町に住民登録があり、同一設置場所でない人
同補助金を一度も申請していない人

対象期間

平成28年9月1日(令和4年3月31日)
※期間内に工事が終了していること。

対象費用

新たに住宅にインターネット光回線を引き込む初期工事費
衛星放送受信環境を整備する工事費

※どちらか一方のみが対象となり、また、契約手数料、通信費は対象外となります。

補助金額
工事に要した経費の総額(2万5,000円が上限)

注意事項
工事費の年度をまたぐ分割

TEL 0240(34)0252

払いには対応できません。
申請方法
申請書に必要書類を添えて、郵送または情報統計係まで持参してください。
申 企画財政課情報統計係
TEL 0240(34)0241

東京電力ホールディングス株式会社が各種サポート

受付日時

令和4年3月25日(金)までの月曜日・金曜日(祝日、8月12日(木)・13日(金)、12月22日(水)・1月7日(金)を除く) 9時~12時、13時~16時
住宅の進入路などの除草作業のお手伝い

内容

浪江町全区域を対象に、一時帰宅の際に支障となる進入路および1、2台分の駐車スペースの除草
※田畑や更地の除草、樹木の伐採は対象外

実施時期
受付状況により、実施までに2~4か月程度かかる場合がございます。

簡易作業のお手伝い
内容
浪江町全区域(特定復興再

生拠点区域以外の掃退困難区域を除く)を対象に、家財道具・物品の片付けや搬出など、2人で1時間程度でできる軽作業
※処分費用・運搬は依頼者に負担・対応。また事前に現地での立会いが必要な場合があります。

実施日

月曜日・金曜日(祝日、8月12日(木)・13日(金)、12月22日(水)・1月7日(金)を除く)

申 問 東京電力ホールディングス株式会社受付ダイヤル
TEL 080(5527)3959

環境影響評価準備書の縦覧および説明会の開催

中ノ森山風力合同会社が、浪江町および葛尾村において計画している風力発電事業に係る環境影響評価準備書を縦覧します。
また、住民説明会を実施します。

縦覧書類
(仮称)中ノ森山風力発電事業 環境影響評価準備書

縦覧場所
浪江町役場本庁舎3階 産業振興課

縦覧期間
6月11日(金)~7月12日(月)
意見書
7月26日(月)までに、縦覧場所に備え付けの意見書に、氏名、住所および意見を記入の上、意見書箱に投函するか、問合せ先に郵送してください。

住民説明会
日時
6月18日(金) 15時~16時30分

場所
浪江町役場本庁舎3階 301会議室

問 中ノ森山風力合同会社 担当 星野
TEL 03(6439)0537

「聖香苑」の再開に向けて

斎場「聖香苑」(双葉町)は、東日本大震災および原子力災害により被災し休止中ですが、令和3年度後半の再開を目指し、施設の復旧整備などを進めています。
皆さんのご理解をお願いします。

問 双葉地方広域市町村圏組合 環境衛生課
TEL 0240(22)3333

○広報誌による「お知らせ」

(広報かわまた 6月号)



Information

行政

町県民税の減免措置の終了について

問 町民税務課 税務係 (内線 1302)

震災当時山木屋地区に住所のあった方に対して、合計所得金額に応じて行ってきた町県民税の減免措置は令和2年度で終了しました。

令和3年度から通常の課税となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年度川俣町職員募集

問 総務課 総務係 (内線 1102)

令和4年度川俣町職員(行政事務・大学卒程度)採用候補者試験を次のとおり行います。

- 受験資格
 - 【大卒行政】平成3年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、大学卒業の資格を有する者、または令和4年3月までに卒業見込みの者
- 募集人員 行政事務・大学卒程度 若干名
- 受付期間 5月24日(月)から6月11日(金) (郵送による受付は6月11日(金)必着)

■申し込み
申込用紙は役場2階総務課で交付しますので、期間内に申し込みください(郵送の場合は問い合わせください。)

- 試験内容
 - 第1次試験(7月11日(日)実施)
 - 筆記試験、適性検査
 - 第2次試験(第1次試験合格者に別途通知)
 - 小論文、面接試験



Kawamata
暮らしの手帳

- ・人の動き
- ・今月の納税
- ・在宅当番医

6月

人の動き -population-

令和3年5月1日現在(前月比)

人口 12,470 (-15)

男 6,319 (-8)

女 6,151 (-7)

世帯 5,384 (+8)



今月の納税

町県民税1期

納期限は6月30日(水)です。

在宅当番医 -doctor-

◇◇◇6月◇◇◇

6日	済生会川俣病院	Tel. 566-2323
13日	済生会春日診療所	Tel. 566-2707
20日	佐藤医院	Tel. 566-2321
27日	あんざい整形外科クリニック	Tel. 565-3511

◇◇◇7月◇◇◇

4日	済生会川俣病院	Tel. 566-2323
11日	十二社内科外科	Tel. 597-8907
18日	村上医院	Tel. 565-3637
22日	むとうこどもクリニック	Tel. 565-2435
23日	鈴木内科医院	Tel. 565-2688
25日	済生会川俣病院	Tel. 566-2323

※あんざい整形外科クリニックには、2名(整形外科、内科含む)の医師が在籍しています(在宅当番医師のみ)。



[広報かわまた PR]

(仮称)

中ノ森山風力発電事業環境影響評価準備書について

中ノ森山風力発電事業が、葛尾村及び浪江町において計画している風力発電事業に係る環境影響評価準備書を次のとおり縦覧し、住民説明会の実施を予定しております。

- ◆縦覧書類(仮称) 中ノ森山風力発電事業 環境影響評価準備書
- ◆縦覧場所 川俣町役場(企画財政課)、とんやの郷
- ◆縦覧期間 令和3年6月11日(金)～7月12日(月)
- ◆住民説明会の開催日時及び場所 山木屋公民館
令和3年6月19日(日) 午後6時～7時30分
- ◆意見書 令和3年7月26日(月)までに、縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所及び意見をご記入のうえ、意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送ください。
- ◆本件のお問い合わせ先 〒106-6145 東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 中ノ森山風力発電事業
担当: 星野(電話番号: 03-6439-0537)

広報は広告主の責任により掲載しています。詳細は広告主までお問い合わせください。

○広報誌による「お知らせ」

(広報にほんまつ 6月号)



令和3年度下水道受益者負担金について

今年度の下水道受益者負担金の納入通知書または口座振替通知書を6月上旬に、対象者へ送付いたします。

下水道受益者負担金

第1期の納入期間

- ・納入通知書の場合
6月1日(火)～30日(水)
- ・口座振替の場合
振替日 6月10日(木)

※納期内にお支払いください。

※口座振替の方は残高の確認をお願いいたします。

※お支払いは口座振替が便利です。ご希望の方は下記までご連絡ください。

お宅の生活排水の行き先はご存知ですか？



水環境を守りましょう

単独浄化槽やくみ取り便槽の場合、お風呂、流し台、洗面所の水はそのまま側溝へ流れ、においやボウフラの発生の原因になります。

下水道が整備されている区域では、下水道に接続してください。

下水道が整備されていないところは合併浄化槽に入れ替えてください。

問い合わせ：

上下水道課下水道管理係

☎5551338

Fax ☎1033



その他

**(仮称)中ノ森山風力発電事業
環境影響評価準備書について**

中ノ森山風力合同会社が、意尾村および浪江町において計画している風力発電事業に係る環境影響評価準備書を次のとおり縦覧し、住民説明会を実施します。

縦覧書類
(仮称)中ノ森山風力発電事業
環境影響評価準備書
縦覧場所
生活環境課(市役所1階)
岩代支所地域振興課、東和支所地域振興課

縦覧期間 6月11日(金)～7月12日(月)

意見書の提出について

7月26日までに氏名、住所および意見を記入の上、縦覧場所の意見書箱へ投函、または左記へ郵送してください。
説明会の開催日時および場所
6月19日(土)午後1時
岩代支所

問い合わせ・郵送先：

〒106-6145

東京都港区六本木6-10-1

六本木ヒルズ森タワー

中ノ森山風力合同会社

(担当：豊野)

☎03(6439)0537



**情報公開制度・個人情報保護
制度の運用状況について**

情報公開制度運用状況

二本松市公文書公開条例第35条の規定に基づき、令和2年度の運用状況を次のとおり公表します。

・開示請求件数 137件

・開示件数 129件

(うち部分開示 19件)

・取下げ 3件

・不開示 5件

・不服申立(審査請求) 0件

個人情報保護制度運用状況

二本松市個人情報保護条例第52条の規定に基づき、令和2年度の運用状況を次のとおり公表します。

・開示請求件数 2件

・開示件数 1件

(うち部分開示 0件)

・不開示 1件

・訂正請求件数 0件

・利用停止請求件数 0件

・簡易開示件数 5件

問い合わせ：

人事行政課行政係

☎555084

Fax ☎225411

期間：6月30日まで

鉄扇屋

**オーダーカーテン
半額セール実施中**

お電話ください お宅までお伺いします

＼ 無料でお見積もりいたします /

TEL: **0243-22-1322**

〒980-0852 二本松市油井字八軒町45 ●営業時間 9:00~17:00
(株)鉄扇屋 http://the-futon.jp/

低 家 賃 宣 言

ユーミーマンション

▶ 住んでみませんか! ◀

安心快適賃貸!

自然災害に強い
今、人気のユーミーマンション

TEL 22-8558
URL http://www.satou-gumi.co.jp

二本松南奥1丁目552-7
株式会社 **佐藤組**
協賛 ユーミーあたら協力会

無料
入籍・行政
相談所



二本松地域 福祉センター
安達地域 安達支所

6月3日(木) 10:00~15:00
6月3日(木) 12:00~15:00

○広報誌による「お知らせ」

(たむら市政だより 6月号)

(仮称) 中ノ森山風力発電事業 環境影響評価準備書について

中ノ森山風力合同会社が、葛尾村・浪江町に計画している風力発電事業に係る環境影響評価準備書を次のとおり縦覧し、住民説明会の実施を予定しています。

- 縦覧書類 (仮称) 中ノ森山風力発電事業 環境影響評価準備書
 - 縦覧場所 船引公民館 ロビー
 - 縦覧期間 6月11日～7月12日
 - 意見書 7月26日(月)までに、縦覧場所に備え付けの意見書に氏名、住所、意見を記入のうえ、意見書箱に投函もしくは、問い合わせ先へ郵送してください。
 - 住民説明会の開催日時・場所
 - ◆日時 6月19日(土) 午前10時～11時30分 ◆場所 船引公民館 2階 ホール
- 〒106-6145 東京都港区六本木 6-10-1 六本木ヒルズ森タワー 中ノ森山風力合同会社
担当：星野 ☎03-6439-0537

「田村市水田農業再生特別対策事業」のお知らせ

水田再生と将来の地域農業を支える水稲以外の新たな作物・作目の生産体制を確立することを目的に、水田の面的整備・施設整備などの取り組みに対し、田村市地域農業再生協議会独自の基金で支援を行います。

- 対象者 平成27、28、29年のいずれかの年に生産数量目標(転作)を達成した個人・任意団体およびその取り組みに協力した方ほか
- ※対象者は、審査会で採択の可否を決定します。

- 対象地 水田

●事業内容

①面的整備事業

- ◆水田の乾地化(明渠、暗渠の排水など)・荒廃水田の整備(除草、整地、施肥、客土など)
…総事業費の3/4以内(上限100万円)

②施設・機械整備事業

- ◆パイプハウス・その付帯設備
…総事業費の1/2以内(上限200万円)

- ◆果樹棚等…総事業費の1/2以内(上限70万円)

③生産支援事業

- ◆初期生産資材の支援(種苗・苗木、マルチ、肥料など)
…総事業費の1/2以内(上限20万円)

④鳥獣被害対策支援事業

- ◆鳥獣被害防止資材設置への支援(電気牧柵、防獣・防鳥ネットなど)
…総事業費の1/2以内(上限20万円)

●その他

- (1) ①～④の事業を重複して申請できませんが、④のみの申請はできません。
- (2) 申請者は交付決定後、5年間は営農を継続する必要があります。

☎田村市地域農業再生協議会

(福島さくら農業協同組合たむら地区本部内)
☎82-6171

高齢者総合相談センターのご案内

高齢者やその家族の心配ごと、悩みごとに関する相談をお受けします。相談は無料、秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

《一般相談》 センター相談員が対応します

- ◆相談日時 月～木曜日 午前9時～午後5時 ※祝日、年末年始を除く。

《法律相談》 弁護士が対応します

(遺産相続、遺言、離婚、借金整理、損害賠償、財産管理、成年後見制度などの法律に関する相談)

- ◆相談日時 日程：6/15、7/20、10/19、11/16、12/14、4年1/18、2/15、3/15 ※いずれも火曜日
時間：午後1時30分～午後3時30分 1人(組)30分以内

《共通事項》

- ◆相談方法 電話相談または面接 予約が必要です。

- ◆相談・予約 〒960-8141 福島市渡利字七社宮111

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 ☎024-524-2225

※高齢者総合相談センターは、福島県からの委託を受けて社会福祉法人福島県社会福祉協議会が運営しています。

○インターネットによる「お知らせ」

(福島県ウェブサイト)

方法書	縦覧場所	福島県庁西庁舎8階生活環境部環境共生課、浪江町役場産業振興課、郡尾村役場、楡下越集会所、田村市船引公民館、二本松市役所市民部生活環境課、二本松市役所兼和支所、二本松市役所岩代支所、川俣町役場企画財政課、とんやの郷
	説明会の開催	(1)二本松市役所岩代支所 令和2年2月1日午後2時～、(2)川俣町山木屋公民館 令和2年2月1日午後5時～、(3)郡尾村下郡尾集会所 令和2年2月2日午後2時～、(4)田村市船引公民館 令和2年2月2日午後6時30分～、(5)浪江町役場3階301会議室 令和2年2月4日午後2時～
	意見数	41件
	福島県環境影響評価審査会	開催日 令和2年2月6日(事業者説明等) 風景概要[PDFファイル/305KB]
	知事意見	通知日 令和2年6月3日 本文[PDFファイル/303KB]
	公告日	令和3年6月1日 事業者Webサイト： https://www.guldman Sachs.com/japan/regulatory-disclosures/nakanoerwara.html
	縦覧期間	令和3年6月1日～令和3年7月2日
	意見書提出期間	令和3年6月1日～令和3年7月26日
	縦覧場所	福島県庁西庁舎8階生活環境部環境共生課、浪江町役場産業振興課、郡尾村役場、楡下越集会所、田村市船引公民館、二本松市役所市民部生活環境課、二本松市役所兼和支所、二本松市役所岩代支所、川俣町役場企画財政課、とんやの郷
	準備書	説明会の開催
意見数		0
公聴会の開催		0
福島県環境影響評価審査会		開催日 0
知事意見		通知日 0

(当社ホームページ①)



法規制に基づく開示

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)中ノ森山風力発電事業環境影響評価準備書(以下、「準備書」)」を公表致します。

<準備書>

[表紙・目次](#)

[第1章](#)

[第2章](#)

[第3章①](#)

[第3章②](#)

[第3章③](#)

[第4章](#)

[第5章](#)

[第6章](#)

[第7章](#)

[第8章①](#)

[第8章②](#)

[第9章](#)

[第10章_10.1.1.1_大気質\(酸素化合物\)](#)

[第10章_10.1.1.2_大気質\(粉じん\)](#)

[第10章_10.1.1.3_騒音](#)

[第10章_10.1.1.4_超低周波音](#)

[第10章_10.1.1.5_振動](#)

[第10章_10.1.2_水環境](#)

[第10章_10.1.3.1_風車の影](#)

[第10章_10.1.3.2_電波障害](#)

[第10章_10.1.4_動物①](#)

[第10章_10.1.4_動物②](#)

[第10章_10.1.5_植物](#)

[第10章_10.1.6_生態系](#)

[第10章_10.1.7_景観](#)

[第10章_10.1.8_人通行](#)

[第10章_10.1.9_廃棄物等](#)

[第10章_10.1.10_放射線の量](#)

[第10章_10.2_環境保全措置](#)

[第10章_10.3_事後調査](#)

(当社ホームページ②)



法規制に基づく開示

[第10章_10.3_事後調査](#)

[第10章_10.4_環境影響の総合的な評価](#)

[第11章](#)

[第12章](#)

[参考資料①](#)

[参考資料②](#)

<準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間>

(1) 縦覧場所

福島県庁西庁舎八階生活環境部環境共生課、浪江町役場産業振興課、葛尾村役場、恵下越集会所、船引公民館、二本松市役所市民部生活環境課、二本松市役所東和支所、二本松市役所岩代支所、川俣町役場企画財政課、とんやの郷

(2) 縦覧期間及び時間

期間：令和3年6月11日（金）から令和3年7月12日（月）まで
時間：いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

(3) インターネットによる公表

本ウェブサイト

<意見書の提出>

準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見書の対象である準備書の名称・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております意見書箱にご投函くださるか、令和3年7月26日（月）までに問い合わせ先へご郵送ください（当日消印有効）。

[ご意見記入用紙](#)

<説明会の開催を予定する日時及び場所>

(1) 浪江町役場三階三〇一会議室（浪江町大字幾世橋字六反田七番地の二）

6月18日（金）午後3時～午後4時半

(2) 船引公民館（田村市船引町船引字南元町二十八番地）

6月19日（土）午前10時～午前11時半

(3) 二本松市役所岩代支所（二本松市小浜字北月山二十七番地）

6月19日（土）午後1時～午後2時半

(4) 山木屋公民館（川俣町山木屋字小塚五番地の八）

6月19日（土）午後6時～午後7時半

(5) 下葛尾集会所（葛尾村大字葛尾字北平九番地）

6月20日（日）午後1時～午後2時半

(6) 葛尾村役場大ホール（葛尾村大字落合字落合十六）

6月20日（日）午後4時半～午後6時

<お問い合わせ先>

中ノ森山風力合同会社

〒106-6145 東京都港区六本木六丁目十番一号 六本木ヒルズ森タワー

